

Def Doc 42738  
D

Exh No

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣  
誓  
供  
述  
書

供述者 松

井

石

根

自分僕我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如  
ク供述シマス

松井石根供述書

一、昭和十二年江南出兵の動機目的

昭和十二年七月北支に於ける日支確執に因し、上海方面に於ける支那軍民の挙日運動日を追ふて強烈に赴き、支那軍は一九三二年協定の停戦協約を無視して頻りに其の軍隊を上海租界地の周邊に集結して在留日本軍民を脅威し遂に八月九日大山中尉遭難事件を惹起し在留軍民の危険目に迫るに至りたるを以て日本政府は同地方在留民の生命権益を保護する爲所在海軍を急援する必要を認め八月十五日急援<sup>第三、第四</sup>、<sup>第五</sup>一師団<sup>第一旅團</sup>より成る上海派遣軍を上海に増派するに決し予は

之が司令官を命ぜられ同月二十日より遂次我軍艦に便乗して上海に至りたり、其の目的任務は我が海軍部隊を應援して専ら該地附近の居

二、予か従軍より特に、上海派遣軍司令官に起用せられたる理由及當時

の心態

予は明治二十六年一一八九四年一月貢幼年學校入校以來昭和十年一一九三五年一豫備役編入迄四十餘年の間軍在職中、參謀本部々員、同<sup>第十一師團長、臺灣軍司令官等を歴任したり、此間支那の南北</sup>二師長、<sup>二師長、</sup>北に在任すること前後十二年に亘り、専ら日支提携の事に盡力せるの

みならず、予は青壯年時代より生涯を一貫して日支兩國の親善提携、亞細西の復興に心血をそそぎ國軍在職中の職務の大部も亦之に應するものなりき。

昭和十二年上海事件勃發し上海派遣軍の急派となり、備役在鄉中の予が其の司令官に擢用せられしは全く予の右經歷に因るものなることは當時の國相よりも親しく話されたるところなり。

當時に於ける我か政府の對支政策は速かに事件の局地的解決を達成し、當時に於ける我か政府の對支政策は速かに事件の局地的解決を達成し、當時に於ける我か政府の對支政策は速かに事件の局地的解決を達成するにあり、彼我の武力的抗争を擴大せざることを主眼となしたれば

なり。

抑も日支兩國の鬭争は所謂「亞細亞の一家」内に於ける兄弟喧嘩にして日本が當時武力に依つて支那に於ける日本人の救援、危機に陥れる御利益を擁護するは眞に己むを得ざる防衛的方便たるは論を俟たず、恰も一家内の兄が忍ひに忍ひ抜いても猶且つ亂暴を止めざる弟を打擲するに均しく其の之を惡むが爲にあらず叮嚀さ余つての反省を促す手段たるへきことは予は年來の信念にして此度の上海派兵の任に就くに當りては殊に此信念に基づき日支紛争の解決に盡さんことを冀ひ、此の派兵をして長く日支兩國間に相互怨恨の因たらしめず却つて爾後の親善提携の基を成さんことを欲し部下將校に對して特に此の精神を一兵に至

るまで徹底せしむることを要請し出兵に際し次の如く訓示したり。

- (一) 上海附近の戰團は専ら我に挑戦する敵軍の戡定を旨とし支那官民に對しては努めて之を宣撫交護すること。  
 (二) 列國居留民及宣隊に累を及さざることに注意し、列國官憲及其の宣隊と密に連絡し誤解なきを期すること。

### 三 上海附近の戰團狀況

上海派遣軍は八月二十二日より遂次揚子江口馬鞍群島に到着せしが折しも上海に於ける我軍民の危険日に迫れりとの報に因り急行八月二十四日未明より其の到着せる部隊を遂次に吳淞及其の上流揚子江岸に上陸せしめ所在支那軍を驅逐して我海軍との連繩を得るに努めたりしが傍晩によれば當時既に上海及其の西方揚子江岸に匪徒せられたる支那軍の兵力は約十萬人達し所より我が上陸部隊を求めて到る處猛烈なる攻撃を實行し來り我軍は多大の犠牲を冒して苦戦十數日に亘り漸く江岸に其の根據地を占據することを得たりしが支那軍の反撃は日を進ふて熾烈を極め漸次に南京、杭州方面より其の兵力を増強し其の數三四四十個師團の多きに至り我軍も漸次之に應して兵力を増強し更に十一月五日柳川中將の率ゆる第十軍へ三箇師團餘一を浙江省岸に上陸せしめて上海派遣軍に協力せしめられたり。斯くて上海派遣軍は惡戰苦

月二ヶ月後にして、十月末より十一月始に當り辛ふじて上海附近の支那軍を撤して同軍附近を占據し以つて居留民の安全を保障することを得たり。

以上の戦場に於て卷に吾等の注意を喚起せる事項左の如し。

以上述叫近支那軍民の折日敵愾心頗る旺盛にして、蔣介石親衛軍將兵の如きは貴士勇敢に終始反撃を行ひたり。

其の如の難負も督隊隊に依りて其の敗退を阻止されたる爲頑強に抵抗したるの退去は石門で混亂の状を呈したり。又支那軍は退去に際しては所謂「一清兩成術」を探り所在の重要交通機關及建築物の破壊焼却を行はしめたるのみなびす一部の將兵は所謂便衣隊となり軍服を脱ぎ平衣を纏ふて石門一、我が將兵を狙撃し我軍の背後を脅すもの渺からず附近人民も亦其害を加へたる事實少からざりしを認めたり。又本軍は被服を切歛し、敢は烽火を上くる等直接同様に支那軍の戰闘に努力し本軍の官兵も亦支那軍に同情して甚多の支援を與へたる事實少からざりしを認めたり。又同地附近に駐屯せる英、米、佛諸國の官兵も亦支那軍に同情して甚多の支援を與へ我軍の行動に故意に妨害に當る惡感苦惱とに因り著く眞面目し彼我の敵愾心を昂上せしめたるを痛感せり。

Des. 10. 9. 188

其の間予は屢々部下將兵に對し支那良民の保護愛撫と外國權益の尊重を命じたり、その結果の一例として南市附近の戰闘に於ては予の命令通り南市に被吾を蒙らしめずして戰闘を終了したり。

## 四、中支那軍の編成並に南京攻撃に決したる事情

同年十一月五日第十二軍の杭州方面監視隊從來の上海派遣軍と第十軍を併せて中支那方面軍軍總監され。予は其の軍司令官に任命され一時上海派遣軍司令官と、第十二軍司令官として、中支那方面軍司令官の任務は、上海派遣軍司令官分部と、第十二軍司令官部との上位のつて、兩軍の指揮統一を計るにありをもが。其の指揮統一を期するに西寧開港に對して作戦を組織するに止まり。直終に軍の全般の経理、軍事的監督を司する義務を有せざるき。然に予が上海派遣軍司令官の使命を解かれて、同月廿二日以後に於ては、予の現地將兵に對する監督監察の責務は依然繼續となりたり。

中支那方面軍司令官は監視隊監督軍監視隊監督として後は新軍編成の奉與者近より江蘇省の蘇州、常熟附近に亘る線を占據し率も上海附近の治歸れられめり。

然るに南京を根據とする支那軍は北支那方面監視次第起る後我の大規模なる戰闘に呼應して江蘇、新紅方領に於ても日本に對する攻撃的作戦を準備し各地より大兵を発送しつゝありて、結局南京附近の根據地を占據するに非されば中支那一帯の治安を維持し我が權益を保持すること能はざる状勢に陥つたるを以つて日本國は、江南方面全般の安寧

を恢復する爲遂に南京を攻略することに決し、十二月一日大本營より中支那方面に對して一中支那方面軍は海軍と協力して南京を攻略すべしとの命令ありたり。“

茲に於て、軍は幾多の困難なる事情を旨して、急遽南京城の攻略作戦を進展すること、なりたり。

五、南京占領に際し執りたる處置並に所謂南京掠奪暴行事件  
予は南京攻略に際し、努めて一段の譴責範囲を局限せんと欲せる我政府の從來の方針に著き且つ予個人の多年抱持せる日支提携共榮の信念に依り出来る限り本戰闘をして全面的國民爭鬪に留らしめざる爲細心の注意を拂ひたり。蓋し上級將近戰鬪の實驗は予をして一層此の必要を痛感せしめたると前述の如し。

當時予が吾に我軍海兵の軍紀風紀の矯正其飽右目的を達する爲め執りたる諸般の處置に付きては屢々浮人中華人民が詳細に詳言したるを以て再び茲に贅せず。

予の南京占領に對する屬國なる記載に係らず占領當時の倥偬たる状勢に於ける眞實せる一部若年將兵の間に忌むべき暴行を行ひたる者ありをるならむ。これ予の甚だ遺憾とするところなり。

因に南京招降當時予は南京を去る當日四十哩の蘇州に於て病臥中にて、  
予の命令に拘らず之等非行の行為れをることに疏き之れを知らず又河  
部隊に命じて卽行搜查なる調査と處罰を爲さしめたり、但し戰時於  
ける支那兵及一部不<sup>の</sup>民衆が、戰況に乘じて常習的て、暴行等を  
行ふことは、周知の事実にして南京招降當時に於ける暴行等も支  
那軍民の冒進るものも亦妙からざりしなり。之れを全部日本軍將兵の  
責任に歸せんとするは事實無<sup>ゆ</sup>るものなり。“  
予は十二月十七日南京入城式、翌十八日同飛行場にて至めて安靜裡で  
被遣等を行ひ更に十九日将兵十數名を伴ひ南京市内各處を巡回したる  
が火災は既に止み市内平穡にして是正式も行次第の家宅に歸來しつゝ  
あるを見たり、同當時僅かに約二十名の遭難せる支那兵の戰死餘体を  
見たるのみにて市内の秩序は漸<sup>く</sup>恢復しつゝあると認めたり。  
但し南京城内の水道、電燈、鐵道及械具なる官公建築物が日本軍入城  
にて皆ににより破壊せられたりたるは事實なるも火災は場合に少く達  
せらるものは前後數十軒に過ぎざるべし。  
其間昭和十二年十二月下旬南京にて終て只若干の不法事件ありを

りとの事を聞きしをるのみにて同等の軍事に於き公的報告を受けたる所無く當初手に於て主張する事の主張するが如き大加長なる虐殺暴行事件に關しては一九四五年底賊寇東京に於ける米軍の放送により初めて之を聞知したるものなることを茲に記す。

予は右放送を開きをる後我軍の南京占領後の行動に對して調査を試みをれども當時の責任者は既に死亡し又は外國にて抑留處罰せられ諸將領は悉く追跡せられをる爲十数月の过去に於て當時の真相を仔細に吟味説明するととぞ得ざれども予は南京攻略戦闘に際し支那軍民が爆撃、熱砲火等により多數死傷したことは有りしならむも當事者の主張する如き計畫的又は毫端的に虚偽を行ひるを察して然しと見て日本軍幹部が之を命じ又は之を認したりと謂ふ如きは既だしく事實をつくるものなり。

要するに予は中支軍方面司令官として當時の情勢に鑑み予の職務の盡る限りに於て斯かる不祥事の發生を諒恕する手文を譲じ又は反對の被罰及格償等の善後措置に専門の努力を盡しをること勿論なれども或時空氣の急にして一時に予は南京占領當時蘇州にて潜伏し匿りをること、

南京總在僅かに五日にして南京を去りたること反面の中國方面軍  
司令官として現地將兵に対する直接的指導の権限を有せざりしこと  
等に於り一完全なる結果を得ることとはざりしは遺憾とあるところを  
り。

六 南京占領後執りたる行動

予は十二月十七日南京入城後滯在五日にして十二月廿日には浙江方面軍作戦指導の必要上水路上海に向ひ南京を去り爾後上海に止まりたるが、該地の支那要人との間に一般地方の治安維持及人民救濟につき交渉を行ひたる外、同地の英、米海軍提督其他の列國文武官と連絡し戰闘中發生せる事件に對する善後措置を講ずる等只暫戦後の處理に没頭したり。蓋し中支那方面軍は南京占領を終り予が上海に歸還したる後は中央よりの命令により南京以東江南全般地區殊に上海附近の確保に專念したれどなり。因に予は上海附近從南京に於ける暴行事件の噂を聞き尋ね昭和十二年十二月下旬部下參謀を南京に派遣して重ねて南京滯在將兵に戒告を發し事件の嚴重なる調査と處罰執行を命じたりしも予の離任迄終別章要なる報告に接せざりき。

予は上述古領地の治安維持の外蔣介石政府との間に全般的平和運動交渉の必要を認め、上海附近の支那要人の盡力を促すと共に特に人を福州、廣東に派遣して陳毅及宋子文氏等と連絡せしめたるが二月下旬中支那方面軍の編成改革と共に軍司令官の職を免ぜられ歸朝するに至れるを以て遂に上述の目的を續行する機會を逸したるは今尙遺憾とする

所なり。

昭和四年柏林に於て駐在武官の會同ありたる事實  
予は昭和三年十二月參謀本部第二部長を免ぜられたる機會に於て歐亞  
諸國漫遊を想立ち昭和四年一月佛領印度支那、暹羅、英領馬來、印度  
諸國より歐米諸國に視察旅行を試みたりしが恰も昭和四年四月予が伯  
ル連通の際歐洲各國駐在武官が予の來着を機會として懇親の目的を以  
て同地に會同せる學ありしが同會同は何等公式且特殊の目的を有する  
會談に非ず。

伯林駐在武官大村有隣少將が司會し懇親會を開催せられたるものなり  
予が會談を招集し主宰したるものに非ず。

予け當時上述の如く既に參謀本部第二部長の職を免ぜられ單なる一  
中將に過ぎず何等大使館附武官の會議を主宰する職權を有せざりしも  
のなり。要するに右は、單なる懇親の爲の會同にして、時局問題につ  
き決議し又は特定の議事々項がありしものにも非ず座談として歐洲狀  
況を作成せず又予は歸朝後上司に報告したる事實もなし  
其の席上予は遠來の客として上席に据えられたるに過ぎざるものなり。此  
の點に關する檢察側證據第七三三號の記載内容は予の檢察官に對して  
爲した陳述の内容とは矛盾し居れり。猶ほ他にも檢察官調書中には誤

## 八

と認めらるゝものあり。

軍事参議官又は内閣参議就職と政府の对外政策との關係  
軍事参議官は主として陸軍部内部の教育訓練の事に關し臨時の便命を  
與へらるものにして當時特に對外問題に就き容喙すべきものにあらず。

又内閣参議は當時内外の政情に鑑み主として形式的諮詢機關として制  
定せられしものにして事實上何等特權を有せざりしものなり、  
右様の次第にて予の兩職在職中對支對亞細亞問題等に付き何等意見を  
微せられたる事無く又自ら此種の意見を具申したる事も無し。

予の設立せる大亞細亞協會の目的及其の活動の模様特に北京に於て泰

徳純氏等と交渉せる亞細亞運動の真相  
予は多年歐米人の亞細亞侵略を遺憾とし亞細亞人に依る亞細亞の復興  
を祈願せしものなるが滿洲事變以來日文兩國民の間に感情的疎隔の顕  
著なるに鑑み兩國民が亞細亞の全局に想を致して些々なる感情誤解に  
終始することを更めむ事を欲し日支兩國有志者の間に「大亞細亞主義」  
運動の發動を促さむ爲昭和八年同志と共に大亞細亞協會を設立したり  
此の團體は政治團體にあらず一種の社會的文化研究團體にして其の目  
的是は幾千年に亘り支那日本に遺続として傳はる王道を擴充し亞細亞の  
復興を計り、全亞細亞人の共存共榮を招來し、率いて世界全人類の平

和的發展に貢獻せむとするものなり。一辯護側文書第二二三四號）同協會の日本人會員の數は二十數餘人に達したるも資力乏しく格別の活動を爲し能はざりしが其の詳細は證人として同會幹事より陳述せらるべし。

予は昭和十年及十一年の更親しく支那の南北に旅行して支那の舊友の間に謀りて本運動の達成に盡力せり。尤も支那には既に前年來孫文前大總統に依りて大亞細亞主義の主張せられたる事實あれば支那は支那人によりて其の大亞細亞主義を鼓吹すべく吾等の日本に於ける大亞細亞主義運動と連繫して協同の目的達成に至りむ事を希望し昭和十年秋北京、天津の同志と謀り翌十一年春北支文那有識者間に「中國大亞細亞協會」の設立を見るに至りしものにして當時予は北京市長たりし泰德純氏に對して之を勧誘せしは事實なり、然れども泰氏が先日當法廷に提出せし口供書の内容は當時の言説と一致せず一辯護側文書第二三四號）又吾等の主張は必ずしも歐米人を亞細亞より驅逐せむとするものに非ず亞細亞人を友とし眞に亞細亞の幸福の爲吾等と協力せむとする旨主張したることは當時發表したる予の言論に徵し明なる所なり。

大日本興亞同盟及大日本興亞會の目的及活動の状況  
大日本興亞同盟は近衛第一次内閣當時國內に林立せる諸興亞運動團体を併合し恰も設立せられたる大日本翼賛會の組織監督下にありて政府の對外政策に響應する爲設けられたるものなるが其後内外政策の推移に伴ふ我内閣頃時の交替の爲終始其の組織及行動範囲の變更を餘儀なくせられ僅かに支那及滿洲國の諸文化團體と連絡協力の緒に就いたる外遂に何等具体的の活動に入る能はざりき。予は本同盟成立當初より副總裁又は顧問の職にありたるは大亞組亞協會以來の關係に因るものなり。

大日本興亞會は前述興亞同盟の數次に亘る組織變更の結果昭和十九年小磯内閣當時改組織改名せられたるものにして、其に連絡及活動に關しては政府の監督指導を受くべきも、團体的のものは純然たる民間有志の文化運動團體の性格を有するものなりしが太平洋戦争の進展に伴ひ交通の不便、其他國內外諸事情の累々に依り殆ど具体的の行動を休むに至らず僅かに機關雜誌發刊、在留亞細亞諸國學生市民の講演等の幾何かの努力を爲したるのみ予は從來の關係上本會の統理に當りたるが間もなく終戰となり何等の貢獻をも爲し得ず空しく解散の已むなきに至れり。

サンデーバード號ペネー號其他涉外事項  
九三七年十二月十二日頃第十九軍の砲兵が蘇湖附近にて英國砲艦を砲撃したりとの報に接し、予は直に參謀長と共に調査を命じたるところ其の報告によれば十二月十一日頃中國軍は大小の船舶に乗じて揚子江上を退却中にして中には詐りに外國國旗を掲揚するものも少からざりしにより第十九軍司令官柳川中將は退却兵を乗せたる船舶は之を砲撃すべしと命じたるに依り橋本大佐は十二日朝濛霧中揚子江上を中國兵を載せて航行中の數隻の船舶を認め之れを砲撃したるに偶々其の中にレディバード號ありたりとのこととなりき。

依つて直に予は第十軍司令官に英國海軍長官に陳謝することを命じ予自身も亦南京より上海に歸りて遅滞なく英國リットル提督を訪ね遺憾の意を表したるに同提督は充分予の意を諒し本國政府に對し予の苦衷を傳達する旨約したり。

追記ペネー號爆撃は海軍飛行機が誤り行ひたるところにして當時予はこれが指揮權を有せず全然聞知せざることもあり、然れども日本軍にて發生せる不祥事件なるを以て予は南京より上海歸還後、遅滞なく米國海軍司令官カネー提督に面會して遺憾の意を表し其の了承を得たり。

予が良民を保護し外國權益を尊重したるは既述の通りなるが上海、南

京戰一應終了せる後英國「リットル」提督及米提督「ヤーネリス」少將に面會し兩者の意思の疎通を計り又作戰間英、米國及その官民に與へたる不幸なる事實に對し遺憾の意を表明し又佛國大使及佛國海軍長官に面會し佛國租界及南市の處理につき意見を交換し諒解する處ありたり。

然して南市の居留民保護に盡力せる牧師「ジヤキノ」氏の行動に対する感謝の意を表すると共に金臺直園を右事務の爲め寄附したりて戰果の悲惨なる結果の擴大の防止につとめたり。

十三、江南地方出征中の彼我犠牲者と之に對する供養  
予が上海派遣軍若しくは中支那方面軍の司令官として上海及南京等に轉戻中戰病死せる日本將兵は二萬一千餘名にして傷病兵を合せて其の犠牲兵の數八萬餘名に登りたり。  
予は支那傳聞人の主張する如き多數の虐殺事件の存在を否認するものなれど當時支那軍民の犠牲者も相當多數に至りたるなるべく、其中には當時上海及支那軍隊中に流行せる虎列拉、霍扶斯、赤痢等に罹りたるもの少からざるべし、現に我軍將兵にして此種の傳染病に感染せるものの數百名に達し死亡兵も百名を超えたたり。  
想ふに日支兩民族は本來同胞として相提携すべきものなるに、徒らに

兄弟相闘きて莫大の生命を喪滅したるは千載の悲惨事にして痛惜の至りに堪へず。

予は這般の事變が兩民族親和の契機となり是等の犠牲者が興亞の礎石とならむことを望むや切なり。と  
依りて諱朝後熱海伊豆山の子の寓居の傍に堂宇を建築し、兩國犠牲兵の英靈を合祀して其の冥福を祈り、且彼我の戰血に染みたる江南地方各戰場の土を探りて其の境内に慈眼視衆生の觀音菩薩像を建立し此の功德を以て永く平等に向し諸人と俱に彼の觀音力を念じ東亞の大光明を仰ぎやがて世界の平和を招來せんことを朝夕祈願し居りたる次第なり。

昭和二十二年（一九四七年）十月十四日 於東京都

供述者 松井石根

本件立成人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 大 東 京

立會人 伊藤 滉（印）

宣

書

書

此心一體ニ眞實ヲ述べ何事ヲモ默秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ  
誓

署名捺印 松井石根(印)